



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月31日 (火曜日) 号外 第 22 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

<p>教育委員会規則</p> <p>○公告式規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>○教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>○県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 3</p> <p>○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4</p> <p>○県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則…………… 5</p> <p>○宮崎県就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則…………… 9</p>	頁	<p>○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則…………… 9</p> <p>○教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………11</p> <p>○県立図書館管理規則の一部を改正する規則……………12</p> <p>○宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則……………13</p> <p>○宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則……………25</p> <p>教育長訓令</p> <p>○県教育庁等公印規程の一部を改正する訓令……………36</p> <p>○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令……………37</p> <p>○県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令……………37</p> <p>○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………38</p>
---	---	--

教育委員会規則

公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 2 号

公告式規則の一部を改正する規則

公告式規則 (昭和25年宮崎県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
公告式規則	宮崎県教育委員会公告式規則
第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) <u>第14条第 2 項</u> の規定に基づく県教育委員会の公告式については、この規則の定めるところによる。	第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) <u>第15条第 2 項</u> の規定に基づく県教育委員会の公告式については、この規則の定めるところによる。
第 2 条 規則は、宮崎県教育委員会規則であることを明記し、 <u>県委員会委員長が署名の上、公布年月日を記入して公布する。</u>	第 2 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、公布年月日及び教育長名を記入して公布する。
第 3 条 前条の規定による公布は、宮崎県公報に登載して行う。	第 3 条 前条の規定による公布は、宮崎県公報に登載して行う。 <u>ただし、天災地変等の事由により宮崎県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第 2 条第 2 項に規定する場合は、この規則による改正後の宮崎県教育委員会公告式規則第 1 条及び第 2 条の規定は適用せず、この規則による改正前の公告式規則第 1 条及び第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

宮崎県教育委員会規則第 3 号

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則（昭和31年宮崎県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第 1 章 委員長の選挙方法等</p> <p>第 1 条 委員長の選挙は、会議において無記名の単記投票により行い、有効投票の再多数を得た者（その者が 2 人以上あるときは、これらの者のうち、くじで定める者）をもって当選人とする。その投票に関し異議があるときは、会議においてこれを決定する。</p> <p>2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって当選人を定めることを会議に諮り、在任委員全員の同意をもって決定する。</p> <p>第 2 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、委員長の職務を行なう委員の指定は、前条の規定を準用する。</p> <p>第 3 条 委員長及び委員長の職務を行う委員に、ともに事故があるとき、又は欠けたときは、委員会の会議において指定する委員が、臨時に委員長の職務を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会議</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 定例会は、毎月 1 回委員長が招集する。</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要と認めたととき又は委員 2 人以上の者から請求があったときに招集する。</p> <p>第 5 条 委員は会議招集の当日、定刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、会議開会前までに、委員長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第 6 条 委員の議席は、委員任命後の最初の会議の会期の初めに委員長が、これを指定する。</p> <p>2 必要があるときは委員長は前項の規定にかかわらず、委員の議席を変更することができる。</p> <p>第 7 条 開会及び閉会は委員長が行う。</p> <p>第 8 条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前回の会議録の承認</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>第 9 条 委員は動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、委員長は会議にはかって、これを議題にしなければならない。</p> <p>第 10 条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、委員長の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 2 人以上が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認められた者に指名して発言させるものとする。</p> <p>第 11 条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。</p> <p>第 12 条 教育委員会に対して請願又は陳情しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>第 13 条 委員長において論旨が尽きたと認めたとときは、会議にはかって議決しなければならない。</p> <p>第 14 条 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわら</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 会議</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>2 定例会は、毎月 1 回教育長が招集する。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認めたととき、又は委員 2 人以上の者から請求があったときに招集する。</p> <p>第 2 条 委員は、会議招集の当日、定刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、あらかじめ教育長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第 3 条 委員の議席は、教育長が定める。</p> <p>第 4 条 開会及び閉会は、教育長が行う。</p> <p>第 5 条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前回の議事録の承認</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>第 6 条 委員は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は、会議にはかって、これを議題にしなければならない。</p> <p>第 7 条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 2 人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言を求めたと認められた者を指名して発言させるものとする。</p> <p>第 8 条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。ただし、教育長が必要があると認めたとときは、この限りでない。</p> <p>第 9 条 教育委員会に対して請願又は陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>第 10 条 教育長において論旨が尽きたと認めたとときは、会議にはかって議決しなければならない。</p> <p>第 11 条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわら</p>

ず、会議にはかって記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第15条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。

2 修正の動議が数箇あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 [略]

第16条 [略]

第17条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び本章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかって定める。

第3章 会議録

第18条 委員長は、教育長をして会議録を調製し、おおむね次に掲げる事項を記載させなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 会議に参加した者の氏名

(4)・(5) [略]

(6) 動議及び動議を提出した者の氏名

(7) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨

(8) [略]

(9) その他委員長が必要と認めた事項

第19条 会議録は、次回の会議において、出席委員の承認を得て、委員長及び教育長が署名しなければならない。

2 会議録に記載した事項に関し委員中に異議があるときは、委員長は会議にはかってこれを修正することができる。

第4章 補則

第20条 委員が辞職しようとするときは、委員長に文書をもって申し出なければならない。

2 委員長は前項の規定による退職願を受けたときは、これを会議に付し討論を行わないで、その同意につき可否を決しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長及び同条第3項に規定する委員長が在職する間は、この規則による改正後の教育委員会会議規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島原俊英

宮崎県教育委員会規則第4号

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第9項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、県教育庁に置かれる職員の職の設置について定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第18条第9項</u> 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、県教育庁に置かれる職員の職の設置について定めるものとする。

第 2 条 [略] 2 教育次長は、教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代行する。 3・4 [略] 5 第 2 項の規定により教育長の職務を代行する教育次長の順序は別に定めるところによるものとする。 6 [略]	第 2 条 [略] 2 教育次長は、教育長を補佐する。 3・4 [略] 5 [略]
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 2 項に規定する場合は、この規則による改正後の県教育庁職員の職の設置に関する規則第 1 条、第 2 条第 2 項及び同条第 5 項の規定は適用せず、この規則による改正前の県教育庁職員の職の設置に関する規則第 1 条、第 2 条第 2 項、同条第 5 項及び同条第 6 項の規定は、なおその効力を有する。

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 5 号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。以下「法」という。）第26条第 1 項の規定に基づき、宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任、臨時代理又は専決について必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。以下「法」という。）第25条第 1 項の規定に基づき、宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任、臨時代理又は専決について必要な事項を定めるものとする。
(教育長への委任)	(教育長への委任)
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(1) 教育行政の大綱に関すること。	(1) 削除
(2)～(7) [略]	(2)～(7) [略]
(8) 教育長並びに教育庁及び学校以外の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	(8) 教育長及び教育委員の服務等に関すること。
(9)～(19) [略]	(8)の 2 教育庁及び学校以外の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (9)～(19) [略]
(20) 教育に関する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち許可、認可及び承認に関すること。	(20) 教育に関する公益信託に関する事務のうち許可に関すること。
(21) [略]	(21) [略]
(22) 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第 116号）第 5 条の規定による学級編成についての同意に関すること。	(22) 削除
(23)～(29) [略]	(23)～(29) [略]
(30) 法第27条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	(30) 法第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
(異例又は重要事項の付議)	(委任の報告)
第 3 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事項のうち	第 2 条の 2 教育長は、前条の規定により委任された事務のうち、教育委員会において事実を知っておく必要があると認めるものについては、次回の教育委員会において報告しなければならない。 (異例又は重要事項の付議)
第 3 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事項のうち	第 3 条 教育長は、第 2 条の規定にかかわらず、委任された事務のうち

ち異例又は重要と認められるものについては、教育委員会に付議しなければならない。

(臨時代理)

第 4 条 教育長は、第 2 条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事項について、急施を要し、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。この場合においては、これを次回の教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。

(専決)

第 5 条 教育委員会は、第 2 条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条第 2 項第 1 号の規定による職員(教育長を除く。)の分限に関すること。

(6)～(14) [略]

(15) 教育に関する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち認可及び承認に関すること。

(16) [略]

(17) 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第 5 条の規定による学級編成についての同意に関すること。

(18)～(25) [略]

2 [略]

(専決の報告)

第 6 条 教育長は、前条第 1 項の規定により専決した事務のうち教育委員会において事実を知っておく必要があると認めるものについては、これを速やかに報告しなければならない。

うち、異例又は重要と認められるものについては、教育委員会に付議しなければならない。

(臨時代理)

第 4 条 教育長は、第 2 条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、急施を要し、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。この場合においては、これを次回の教育委員会において報告し、その承認を得なければならない。

(専決)

第 5 条 教育委員会は、第 2 条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条第 2 項第 1 号の規定による職員の分限に関すること。

(6)～(14) [略]

(15) 削除

(16) [略]

(17) 削除

(18)～(25) [略]

2 [略]

(専決の報告)

第 6 条 教育長は、前条第 1 項の規定により専決した事務のうち、教育委員会において事実を知っておく必要があると認めるものについては、これを速やかに報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第 2 条第 2 項に規定する場合は、この規則による改正後の県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 1 条、第 2 条第 8 号、同条第 8 号の 2、同条第 30 号、第 2 条の 2、第 3 条及び第 5 条第 5 号の規定は適用せず、この規則による改正前の県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 1 条、第 2 条第 8 号、同条第 30 号、第 3 条及び第 5 条第 5 号の規定は、なおその効力を有する。

県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第 6 号

県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

県教育委員会会議傍聴規則(平成 2 年宮崎県教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 受付簿への記入は、傍聴しようとする会議開始 1 時間前から始めるものとする。</p> <p>3 委員長は、傍聴席の数を制限することができる。</p> <p>4 会議開始10分前までに受付簿に記載した者の数が傍聴席の数を超えたときは、当該記載した者の中から抽選により、傍聴券を交付すべき者を決定するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(報道関係者の傍聴)</p>	<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 受付簿に記載した者の数が傍聴席の数を超えたときは、当該記載した者の中から抽選により、傍聴券を交付すべき者を決定するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(報道関係者の傍聴)</p>

第 3 条 前条の規定にかかわらず、報道関係者で委員長が特に傍聴の必要があると認める者については、傍聴券の交付を受けずに会議を傍聴することができる。

2 [略]

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1)～(3) [略]

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議席に入らないこと。

(2) みだりに傍聴席を離れないこと。

(3) [略]

(4) 録音、写真撮影等をしないこと。ただし、報道関係者で委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) [略]

(6) 帽子、襟巻又は外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(7)・(8) [略]

(傍聴人の退場)

第 6 条 委員長は、傍聴人がこの規則の規定に違反し、議事を妨げるときは、退場を命じることができる。

第 7 条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁止したとき、又は前条の規定により退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第 8 条 申請者及び傍聴人は、第 2 条から前条までに規定するもののほか、委員長の指示に従わなければならない。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に傍聴の必要があると認める者については、傍聴券の交付を受けずに会議を傍聴することができる。

2 [略]

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1)～(3) [略]

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。ただし、報道関係者が教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(2) [略]

(3) 録音、写真撮影等をしないこと。ただし、報道関係者が教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) [略]

(5) 帽子、襟巻又は外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6)・(7) [略]

(傍聴人の退場)

第 6 条 教育長は、傍聴人がこの規則の規定に違反し、議事を妨げるときは、退場を命じることができる。

第 7 条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁止したとき、又は前条の規定により退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第 8 条 会議を傍聴しようとする者及び傍聴人は、第 2 条から前条までに規定するもののほか、教育長の指示に従わなければならない。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

県教育委員会会議傍聴人受付簿

開催日： 年 月 日

受付 番号	氏 名	住 所 (電 話 番 号)	傍聴券 交 付 番 号	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※傍聴席の数を超えたときは、抽選により傍聴人を決定します。

様式第 2 号（第 2 条関係）

表

第	号
教育委員会会議傍聴券	
開 催 日	年 月 日
傍聴人氏名	
傍聴人住所	
記	
1 この傍聴券は、本日の会議に限り有効です。	
2 本券を他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。	
3 入場の際は、本券を係員に提示し、退場の際は、係員に返却してください。	
4 傍聴席では、裏面の注意事項を遵守し、会議の運営に支障のないよう御協力をお願いします。	

裏

＜注 意 事 項＞
1 みだりに傍聴席を離れないこと。ただし、報道関係者が教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
2 私語、拍手等をしないこと。
3 録音、写真撮影等をしないこと。ただし、報道関係者が教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
4 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
5 帽子、襟巻又は外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
6 飲食又は喫煙をしないこと。
7 その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。
8 次のいずれかに該当する場合は、速やかに退場すること。
① 教育長に退場を命じられた場合
② 会議が非公開となった場合
9 上記のほか、教育長の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長及び同条第3項に規定する委員長が在職する間は、この規則による改正後の県教育委員会会議傍聴規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

宮崎県就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第7号

宮崎県就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則

宮崎県就学指導委員会設置規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県就学指導委員会設置規則 (設置)</p> <p>第1条 障害のある学齢児童及び学齢生徒に対し適正な就学指導を行うため、宮崎県就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項についての宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、調査審議する。</p> <p>(1) 県立特別支援学校の就学指導に関すること。</p> <p>(2) 市町村教育委員会の特別支援学級等の就学指導に関すること。</p> <p>(3) その他障害のある学齢児童及び学齢生徒の教育に必要な事項に関すること。</p>	<p>宮崎県特別支援教育支援委員会設置規則 (設置)</p> <p>第1条 障害のある児童生徒等の適切な就学等を支援するため、宮崎県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項についての宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、調査審議する。</p> <p>(1) 障害のある児童生徒等の就学等に関し、教育委員会が市町村教育委員会に対して行うべき指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) その他障害のある児童生徒等の教育に必要な事項に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第8号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(小学校教員の場合)</p> <p>第9条 小学校教諭又は助教諭の免許状を取得している教員が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>ア 二種免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p> <p>イ 臨時免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p> <p>(中学校教員の場合)</p> <p>第10条 中学校教諭又は助教諭の免許状を取得している教員が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>ア 二種免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p>	<p>(小学校教諭の免許状の場合)</p> <p>第9条 小学校の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>ア 二種免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p> <p>イ 臨時免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p> <p>(中学校教諭の免許状の場合)</p> <p>第10条 中学校の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>ア 二種免許状を取得している場合</p> <p>[略]</p>

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

(高等学校教員の場合)

第11条 高等学校助教諭の臨時免許状を取得している教員が一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

[略]

(幼稚園教員の場合)

第11条の2 幼稚園教諭又は助教諭の免許状を取得している教員が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得を必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 二種免許状を取得している場合

[略]

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

(実習教員の場合)

第13条 中学校の職業実習についての臨時免許状を有する者が、免許法別表第5により、二種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

在職年数	教科に関する科 目	教職に関する科 目	最低修得単位 数
6	10	10	20
7	8	7	15
8以上	5	5	10

(養護教員の場合)

第14条 免許法別表第6により養護教諭又は養護助教諭が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 二種免許状を取得している場合

[略]

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

(栄養教諭の場合)

第14条の2 栄養教諭二種免許状を有する者が、免許法別表第6の2により、一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 免許法別表第6の2備考の規定の適用を受けない場合

[略]

イ 免許法別表第6の2備考の規定の適用を受ける場合

[略]

(在職年数による単位修得基準)

第16条 第9条から第14条まで並びに第15条及び第15条の2までの規定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に関する科目欄(養護教員にあっては養護に関する科目欄)に掲げる単位数、教職に関する科目欄に掲げる単位数及び教科又は教職に関する科目欄(養護教員にあっては養護又は教職に関する科目欄)に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。

2・3 [略]

別記様式第4号(第30条、第33条関係)

身体に関する証明書

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

(高等学校教諭の免許状の場合)

第11条 高等学校助教諭の臨時免許状を取得している者が一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

[略]

(幼稚園教諭の免許状の場合)

第11条の2 幼稚園の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得を必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 二種免許状を取得している場合

[略]

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

第13条 削除

(養護教諭の免許状の場合)

第14条 免許法別表第6により養護教諭の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 二種免許状を取得している場合

[略]

イ 臨時免許状を取得している場合

[略]

(栄養教諭の免許状の場合)

第14条の2 栄養教諭の二種免許状を取得している者が、免許法別表第6の2により、一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 免許法別表第6の2備考の規定の適用を受けない場合

[略]

イ 免許法別表第6の2備考の規定の適用を受ける場合

[略]

(在職年数による単位修得基準)

第16条 第9条から第14条まで並びに第15条及び第15条の2までの規定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に関する科目欄(養護教諭の免許状にあっては養護に関する科目欄)に掲げる単位数、教職に関する科目欄に掲げる単位数及び教科又は教職に関する科目欄(養護教諭の免許状にあっては養護又は教職に関する科目欄)に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。

2・3 [略]

別記様式第4号(第30条、第33条関係)

身体に関する証明書

<p>[略]</p> <p>上記のとおり診断する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査医住所氏名 ㊤</p> <hr/> <p>上記のとおり診断する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明責任者 ㊤</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>上記のとおり診断する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査医住所氏名 ㊤</p> <hr/> <p>[略]</p>
---	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第9号

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成21年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す教育委員会の職員）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1）教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「<u>教育職員であったことのある者</u>」という。）で、宮崎県教育委員会及び宮崎県内の市町村教育委員会（以下「<u>県市町村教育委員会</u>」という。）の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事</p> <p>（2） [略]</p> <p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す教育の職）</p> <p>第4条 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1）宮崎県又は宮崎県内の市町村（以下「<u>県市町村</u>」という。）が設置する学校の<u>教育職員であったことのある者</u>で、<u>県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて宮崎県、宮崎県内の市町村又は国立大学法人宮崎大学（以下「<u>県、市町村又は大学</u>」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該県、市町村又は大学の職員として在職している者</u>であって、免許状更新講習を受講することが必要な者として<u>県教育長が別に定める者</u></p> <p>（2）<u>教育職員であったことのある者</u>で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事</p> <p>（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）</p> <p>第5条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「<u>更新講習規則</u>」という。）第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す教育委員会の職員）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1）教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「<u>教育職員であった者</u>」という。）で、宮崎県教育委員会及び宮崎県内の市町村教育委員会（以下「<u>県市町村教育委員会</u>」という。）の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事<u>の職にある者</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す者）</p> <p>第4条 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1）宮崎県又は宮崎県内の市町村（以下「<u>県市町村</u>」という。）が設置する学校の<u>教育職員であった者</u>で、<u>県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて宮崎県、宮崎県内の市町村又は国立大学法人宮崎大学（以下「<u>県、市町村又は大学</u>」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該県、市町村又は大学の職員として在職している者</u>であって、免許状更新講習を受講することが必要な者として<u>県教育長が別に定める者</u></p> <p>（2）<u>教育職員であった者</u>で、宮崎県内の幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）</u>、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事<u>の職にある者</u></p> <p>（3）<u>教育職員であった者</u>で、宮崎県内の<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置する社会福祉法人の理事<u>の職にある者</u></p> <p>（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）</p> <p>第5条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「<u>更新講習規則</u>」という。）第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>

(1) 教育職員であったことのある者で、区市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事

(2) [略]

(免許状更新講習を受講することができる教育の職)

第6条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 区市町村が設置する学校の教育職員であったことのある者で、区市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、県、市町村又は大学（以下「国等」という。）の職員となるため区市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講できることとすることが適当である者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であったことのある者で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事

(教育委員会における免許状更新講習の免除対象者)

第7条 教育職員免許法施行規則（昭和26年文部科学省第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であったことのある者で、区市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事

(2) [略]

(学校法人等における免許状更新講習の免除対象者)

第8条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 区市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことのある者又は区市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭であったことのある者で、区市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国等の職員となるため、区市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講する必要がある者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であったことのある者で、宮崎県内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事

(1) 教育職員であった者で、区市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者

(2) [略]

(免許状更新講習を受講することができる者)

第6条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 区市町村が設置する学校の教育職員であった者で、区市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、県、市町村又は大学（以下「国等」という。）の職員となるため区市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講できることとすることが適当である者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事の職にある者

(3) 教育職員であった者で、宮崎県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事の職にある者

(教育委員会における免許状更新講習の免除対象者)

第7条 教育職員免許法施行規則（昭和26年文部科学省第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であった者で、区市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者

(2) [略]

(学校法人等における免許状更新講習の免除対象者)

第8条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 区市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことのある者又は区市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭であった者で、区市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国等の職員となるため、区市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講する必要がある者として県教育長が別に定める者

(2) 教育職員であった者で、宮崎県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人の理事の職にある者

(3) 教育職員であった者で、宮崎県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事の職にある者

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第10号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧室及び対面朗読室 午前9時から午後7時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(月曜日が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧室及び対面朗読室 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月4日まで(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	
<p>宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成27年3月31日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英</p>	
<p>宮崎県教育委員会規則第11号</p> <p>宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則</p> <p>宮崎県体育館管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(使用の申込み)</p> <p>第2条 体育館の施設又は設備(以下「体育館施設等」という。)を使用しようとする者(以下「申込者」という。)は、<u>宮崎県体育館使用申込書(別記様式第1号)を県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 所長は、<u>前条の規定により使用の申込みがあった場合において、使用の許可をするときは、申込者に宮崎県体育館使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、使用の許可をしないときは、申込者に宮崎県体育館使用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。</u></p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の<u>使用の許可</u>に条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>体育館施設等の使用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>体育館施設等</u>を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県体育館使用申込書の内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項の規定により使用を許可された者(以下「使</u></p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第2条 体育館の施設又は設備(以下「体育館施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、<u>宮崎県体育館施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 所長は、<u>利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県体育館施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県体育館施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。</u></p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の<u>利用の許可</u>に条件を付<u>す</u>ることができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>体育館施設等の利用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>体育館</u>を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県体育館施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(利用者遵守事項)</p> <p>第5条 <u>利用を許可された者(以下「利用者」という。)</u>は、次に</p>

用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) [略]
- (3) 体育館施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) [略]
- (5) その他条例規則等を遵守すること。
(使用許可の取消し等)

第6条 所長は、使用者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、体育館施設等の使用の許可を取り消し、使用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって使用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めは負わないものとする。
(使用許可の取消しの申出)

第7条 使用者が使用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県体育館使用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県体育館使用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る使用の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。
(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める体育館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の7日前の日以前とする。

2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 [略]

(使用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、体育館施設等の使用を制限することができる。

(開館時間)

第10条 体育館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 体育館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで並びに毎月第3火曜日とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(弁償)

第12条 体育館施設等の使用の許可を受けた者が、体育館施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第13条 教育関係の公の施設に関する条例第4条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第4条まで、第6条

掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) [略]
- (3) 体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) [略]
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。
(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、体育館施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めは負わないものとする。
(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。
(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 [略]

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、体育館の利用を制限することができる。

(利用時間)

第10条 体育館施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 教育関係の公の施設に関する条例第4条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9

第1項、第7条及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	県教育庁スポーツ指導センター所長	[略]
第2条から第4条まで、第6条第1項、第7条及び第9条から第11条まで	[略]	
[略]		

(指定管理者の指定の申請)

第14条 [略]

2 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) [略]
- (3) 県教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) [略]
- (5) その他県教育委員会が必要と認める書類
(指定管理の指定の基準)

第15条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他県教育委員会が必要と認める基準
(指定管理者が行う業務)

第16条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他県教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の管理の基準)

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) [略]
- (4) その他県教育委員会が必要と認める基準

条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)	[略]
第3条から第7条まで及び第9条	[略]	
[略]		

(使用料等の支払)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に体育館施設等の使用料(使用料条例第2条に規定する使用料をいう。)又は利用料金(教育関係の公の施設に関する条例第6条に規定する利用料金をいう。)を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 [略]

2 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) [略]
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) [略]
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類
(指定管理の指定の基準)

第15条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準
(指定管理者が行う業務)

第16条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の管理の基準)

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) [略]
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準

(利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、利用料金について教育関係の公の施設に関する条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第7号)に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員

<p>(協定書の締結)</p> <p>第18条 県教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第19条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他県教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(原状回復)</p> <p>第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第11項の規定により県教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>所長</u>が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第21条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して<u>知り得た管理運営上の秘密</u>を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>県教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p><u>会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金の減額等)</u></p> <p>第19条 <u>教育関係の公の施設に関する条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が別に定める基準</u></p> <p>(協定書の締結)</p> <p>第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める書類</p> <p>(原状回復)</p> <p>第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第11項の規定により<u>教育委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して<u>知り得た秘密</u>を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
---	---

別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 申 込 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所

電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
及び名称並びに代表者の氏名

利用中の責任者氏名 電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおり体育館施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名				※ 使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 そ の 他 の 催 物		
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 人 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	円
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分	円
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
7 利用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト	円
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室		
8 利用器具及び数量	品 名				円
	数 量				
※ 9 その他追加額又は減額					円
※ 10 使用料(利用料金)合計額					円
入場予定人員					人
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号第	号

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 4 申込者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(裏面)

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 許 可 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり体育館施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名				使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文化行事	3 その他の催物		
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	円
	5 会議室	6 ステージ	7 控室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 利用期日及び利用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分		年 月 日 時 分 ~ 時 分		円
7 利用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボードライト	4 スポットライト	円
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室		
8 利用器具及び数量	品名				円
9 その他追加額又は減額					円
10 使用料(利用料金)合計額					円
入場予定人員					人
受付年月日	年 月 日				

- 注意事項 1 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。
- 2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県(指定管理者)は、その責任を負いません。
- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (5) その他法令、条例、規則等及び係員の指示に従うこと。

様式第3号 (第3条関係)

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった体育館施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 団
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名						
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生			
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 そ の 他 の 催 物				
4 入場料徴収 の有無	無		有		最高入場料金 一 人 円		
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・1/2・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・1/2・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない			
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体			
6 利用期日及 び利用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分		年 月 日 時 分 ~ 時 分		年 月 日 時 分 ~ 時 分		
7 利用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト			
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室				
8 利用器具及 び数量	品 名						
	数 量						
入場予定人員	人						
受付年月日	年 月 日						

記

許可できない理由	
----------	--

様式第 4 号（第 7 条関係）

宮 崎 県 体 育 館 施 設 等 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
（指定管理者 代表者 様）

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

年 月 日付け第 号で許可のあった体育館施設等の利用を中止したいので、宮崎
県体育館管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

宮崎県体育館施設等利用許可書の写し

様式第 5 号 (第 8 条関係)

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け第 号で許可のあつた体育館の施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎
県体育館管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由			
既納の使用料	納付日	年 月 日	
	納付額		円
還 付 請 求 額			円
備 考			

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

別記様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号（第 18 条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名

㊟

宮崎県体育館の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

宮崎県教育委員会規則第12号

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の申込み)</p> <p>第2条 射撃場の施設又は設備（以下「射撃場施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、<u>宮崎県ライフル射撃競技場使用申込書（別記様式第1号）を県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 所長は、<u>前条の規定により使用の申込みがあった場合において、使用の許可をするときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、使用の許可をしないときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場使用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。</u></p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の<u>使用の許可</u>に条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の<u>使用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>射撃場施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県ライフル射撃競技場使用申込書の内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) 許可された<u>使用の目的又は条件に違反しないこと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>射撃場施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>その他条例規則等を遵守すること。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 所長は、<u>使用者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、射撃場施設等の使用の許可を取り消し、使用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>2 前項の取消し等によって<u>使用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p>(使用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 <u>使用者が使用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県ライフル射撃競技場使用許可取消申出書（別記様式第4号）を所</u></p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第2条 射撃場の施設又は設備（以下「射撃場施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、<u>宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書（別記様式第1号）を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 所長は、<u>利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。</u></p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の<u>利用の許可</u>に条件を付することができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の<u>利用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>射撃場を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 <u>利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) 許可された<u>利用の目的又は条件に違反しないこと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>射撃場を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 所長は、<u>利用者が前条の規定に違反したときは、射撃場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>2 前項の取消し等によって<u>利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 <u>利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所</u></p>

長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県ライフル射撃競技場使用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る使用の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第 8 条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第 1 に定めるライフル射撃競技場使用料に係る使用料条例第 5 条第 3 号に規定する使用前とは、使用日の 7 日前の日以前とする。

2 使用料条例第 5 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 [略]

（使用の制限）

第 9 条 所長は、必要があると認めるときは、射撃場施設等の使用を制限することができる。

（使用時間）

第10条 射撃場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

4 月から10月まで 午前 9 時から午後 4 時30分まで
11 月から 3 月まで 午前 9 時30分から午後 4 時まで

（休場日）

第11条 射撃場の休場日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日まで並びに毎月第 3 火曜日とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（弁償）

第12条 射撃場施設等の使用の許可を受けた者が、射撃場施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第13条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第 11 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第 2 条	県教育庁スポーツ指導センター所長	[略]
第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第 11 条まで	[略]	
[略]		

）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第 8 条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第 5 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 [略]

（利用の制限）

第 9 条 所長は、必要があると認めるときは、射撃場の利用を制限することができる。

（利用時間）

第10条 射撃場施設等の利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

4 月から10月まで 午前 9 時から午後 4 時30分まで
11 月から 3 月まで 午前 9 時30分から午後 4 時まで

（休場日）

第11条 射撃場の休場日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日まで及び毎月第 3 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第12条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 7 条まで及び第 9 条から第 11 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第 2 条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）	[略]
第 3 条から第 7 条まで及び第 9 条	[略]	
[略]		

（使用料等の支払）

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に射撃場施設等の使用料（使用料条例第 2 条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（教育関係の公の施設に関する条例第 6 条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 [略]

2 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) [略]
- (3) 県教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) [略]
- (5) その他県教育委員会が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第15条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他県教育委員会が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第16条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他県教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) [略]
- (4) その他県教育委員会が必要と認める基準

（協定書の締結）

第18条 県教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1)～(4) [略]
- (事業報告書等の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
 - (3) その他県教育委員会が必要と認める書類
- （原状回復）

（指定管理者の指定の申請）

第14条 [略]

2 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) [略]
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) [略]
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第15条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第16条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) [略]
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準

（利用料金の承認）

第18条 指定管理者は、利用料金について教育関係の公の施設に関する条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第19条 教育関係の公の施設に関する条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

（協定書の締結）

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1)～(4) [略]
- (事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
 - (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- （原状回復）

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定により県教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、射撃場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、所長が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第21条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、射撃場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記様式第 1 号から別記様式第 5 号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所

電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおりライフル射撃競技場施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1	利用目的	
2	利用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から
3	利用人員	
4	その他	

注意事項 申込者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

収入証紙貼付欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号（第 3 条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書

文 書 番 号
年 月 日申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名

電話

次のとおりライフル射撃競技場施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	利用目的	
2	利用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から
3	利用人員	
4	その他	

- 注意事項 1 競技場利用の際、本許可書を係員に提示してください。
- 2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県（指定管理者）は、その責任を負いません。
- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 射撃場を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (5) その他法令、条例、規則等及び係員の指示に従うこと。

様式第 3 号（第 3 条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあったライフル射撃競技場施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	利用目的	
2	利用日時	自 至 年 年 月 月 日 日 時 時 分から 分から
3	利用人員	
4	その他	

記

許可できない理由	
----------	--

様式第 4 号 (第 7 条関係)

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名 電話

年 月 日付け第 号で許可のあったライフル射撃競技場施設等の利用を中止したい
ので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書の写し

様式第 5 号（第 8 条関係）

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあったライフル射撃競技場の施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備 考		

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあった場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

別記様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号 (第 18 条関係)

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名 ㊟

宮崎県ライフル射撃競技場の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育長訓令

県教育庁等公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

県教育庁等公印規程の一部を改正する訓令

県教育庁等公印規程（昭和57年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(不用公印の処理)						(不用公印の処理)					
第6条 [略]						第6条 [略]					
2 [略]						2 [略]					
3 総務課長は、引継ぎを受けた公印を次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、切断又は焼却等の方法により廃棄しなければならない。						3 総務課長は、引継ぎを受けた公印を次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、切断又は焼却等の方法により廃棄しなければならない。					
(1) 教育委員会、教育委員会委員長及び教育委員会教育長の印 10年						(1) 教育委員会及び教育委員会教育長の印 10年					
(2) [略]						(2) [略]					
(職務代行の場合の公印の使用)						(職務代行の場合の公印の使用)					
第12条 教育委員会委員長、教育委員会教育長、本庁の課（室）長及び出先機関等の長に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。						第12条 教育委員会教育長、本庁の課（室）長及び出先機関等の長に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印看 守者	種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印看 守者
[略]						[略]					
宮崎県教育委員会委員長印	宮崎県教育委員会委員長印	方24	1	一般公文書用	県教育庁総務課長						
宮崎県教育委員会教育長印	宮崎県教育委員会教育長印	方24	1	一般公文書用	同上	宮崎県教育委員会教育長印	宮崎県教育委員会教育長印	方24	1	一般公文書用	同上
[略]						[略]					

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項に規定する委員長が在職する間は、この訓令による改正後の県教育庁等公印規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この訓令による改正前の県教育庁等公印規程第6条第3項第1号の教育委員会委員長の印の保存等の処理については、改正法附則第2条第3項に規定する委員長の任期の満了の日後においても、なお従前の例による。

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育財産 教育財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2号に規定する教育財産をいう。）その他の行政財産で教育委員会が事務又は事業の用に供するものをいう。</p> <p>(3)～(9) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育財産 教育財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産をいう。）その他の行政財産で教育委員会が事務又は事業の用に供するものをいう。</p> <p>(3)～(9) [略]</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
各出先機関
各教育機関

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程（平成2年宮崎県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を改正する訓令をここに公表する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書の種類)</p> <p>第8条 文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条</u>の規定により制定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第20条 文書の発信者名は、事案により教育委員会名、<u>教育委員会委員長名</u>又は教育委員会教育長（以下「教育長」という。）名を用いるものとする。ただし、特に軽易な照会、回答、事務連絡等の文書にあっては、課（室）長名を用いることができる。</p> <p>(文書取扱課（室）名の表示等)</p> <p>第21条 教育委員会名、<u>教育委員会委員長名</u>又は教育長名で発する文書には、当該文書の末尾に括弧書きで文書取扱課（室）名を表示するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(総務課長への合議等)</p> <p>第26条 起案文書のうち次に掲げるものは、総務課長に合議をしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により例文として登録されているものは、総務課長の合議を要しない。</p>	<p>(文書の種類)</p> <p>第8条 文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>の規定により制定するもの</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第20条 文書の発信者名は、事案により教育委員会名又は教育委員会教育長（以下「教育長」という。）名を用いるものとする。ただし、特に軽易な照会、回答、事務連絡等の文書にあっては、課（室）長名を用いることができる。</p> <p>(文書取扱課（室）名の表示等)</p> <p>第21条 教育委員会名又は教育長名で発する文書には、当該文書の末尾に括弧書きで文書取扱課（室）名を表示するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(総務課長への合議等)</p> <p>第26条 起案文書のうち次に掲げるものは、総務課長に合議をしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により例文として登録されているものは、総務課長の合議を要しない。</p>

(1)～(5) [略] (6) 賞状、表彰状及び感謝状（教育委員会名、教育委員会委員長名及び教育長名のものに限る。） (7) [略] 別表 保存期間区分標準 (30年保存) 1 規則等で教育委員会委員長が署名した原本 2～17 [略]	(1)～(5) [略] (6) 賞状、表彰状及び感謝状（教育委員会名及び教育長名のものに限る。） (7) [略] 別表 保存期間区分標準 (30年保存) 1 規則等の原本 2～17 [略]
---	--

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項に規定する場合は、この訓令による改正後の県教育庁等文書取扱規程第8条第1号、第20条、第21条第1項、第26条第6号及び別表（30年保存）第1号の規定は適用せず、この訓令による改正前の県教育庁等文書取扱規程第8条第1号、第20条、第21条第1項、第26条第6号及び別表（30年保存）第1号の規定は、なおその効力を有する。

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月31日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第4号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条の2関係）				別表第1（第2条の2関係）			
教育長決裁事項				教育長決裁事項			
1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。 (1) <u>教育行政の大綱に関すること。</u> (2)～(8) [略] (9) <u>教育長の分限及び懲戒処分に関すること。</u> (10)～(18) [略] (19) 教育に関する <u>特例民法法人及び公益信託</u> に関する事務のうち、許可に関すること。 (20)～(24) [略] (25) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第27条</u> の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 2～14 [略]				1 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。 (1) <u>削除</u> (2)～(8) [略] (9) <u>削除</u> (10)～(18) [略] (19) 教育に関する公益信託に関する事務のうち、許可に関すること。 (20)～(24) [略] (25) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第26条</u> の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 2～14 [略]			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
本庁各課（室）特定専決事項				本庁各課（室）特定専決事項			
課（室）	事 項	専 決 区 分		課（室）	事 項	専 決 区 分	
		教育次長	課（室）長			教育次長	課（室）長
			長補佐				長補佐
1 総務課	(1)・(2) [略] (3) 本庁、出先機関及び教育機		○	1 総務課	(1)・(2) [略] (3) 本庁、出先機関及び教育機		○

	関の非常勤職員職員の任用に 関することで、本庁（課（室） ）の所属職員に係るものを除 く。）及び教育機関の長以外 のもの (4)～(11) [略]						関の非常勤職員の任用に 関することで、本庁（課（室）の 所属職員に係るものを除く。 ）及び教育機関の長以外のも の (4)～(11) [略]				
2	[略]						2	[略]			
3 特 別支 援教 育室	(1) [略] (2) 県立の中学校、高等学校及 び中等教育学校の海外修学旅 行の実施の承認及び特別授業 日の設定の承認に関する事 こと。 (3) [略]			○			3 特 別支 援教 育室	(1) [略] (2) 県立特別支援学校の海外修 学旅行の実施の承認及び特別 授業日の設定の承認に関する こと。 (3) [略]			○
4	[略]						4	[略]			
5 文 化財 課	(1) 文化財保護法（昭和25年法 律第 214号）第 102条第 1 項 の規定による物権の鑑査に 関すること。 (2) [略]			○			5 文 化財 課	(1) 文化財保護法（昭和25年法 律第 214号）第 102条第 1 項 の規定による物件の鑑査に 関すること。 (2) [略]			○

別表第 4（第11条関係）

出先機関等の長への委任事務

出先機関等の長	委任事務
1 宮崎県教育 庁スポーツ指 導センター所 長	(1) [略] (2) 宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃 競技場の使用許可、使用許可の取消し、 臨時の開館（場）又は休館（場）の決定 及び臨時の開館（使用）時間の変更に関 すること。 (3) 宮崎県総合運動公園の管理及び使用に 係る事務委任に関する規則（平成10年宮 崎県規則第76号。以下この項において「 規則」という。）第 2 条の規定に基づき 宮崎県教育委員会に委任された事務のう ち、次に掲げるものを除く事務に関する こと。 ア 規則別表の 1 の(6)から(8)、(19) から(23)及び(28)から(30)までの事務 イ [略]
2～7	[略]
8 各県立学校 長	(1)・(2) [略]

別表第 4（第11条関係）

出先機関等の長への委任事務

出先機関等の長	委任事務
1 宮崎県教育 庁スポーツ指 導センター所 長	(1) [略] (2) 宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃 競技場の利用許可、利用許可の取消し、 臨時の開館（場）又は休館（場）の決定 及び臨時の利用時間の変更に関する事 こと。 (3) 宮崎県総合運動公園の管理及び使用に 係る事務委任に関する規則（平成10年宮 崎県規則第76号。以下この項において「 規則」という。）第 2 条の規定に基づき 宮崎県教育委員会に委任された事務のう ち、次に掲げるものを除く事務に関する こと。 ア 規則別表の 1 の(6)から(8)、(19) から(27)及び(32)から(34)までの事務 イ [略]
2～7	[略]
8 各県立学校 長	(1)・(2) [略] (3) 高等学校等就学支援金の支給に関する 法律（平成22年 3 月31日法律第18号）第 6 条第 1 項の規定に基づく就学支援金の 支払に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 2 項に規定する場合は、この訓令による改正後の宮崎県教育委員会事務決裁等規程別表第 1 第 1 項第 9 号及び第25号は適用せず、この訓令による改正前の宮崎県教育委員会事務決裁等規程別表第 1 第 1 項第 9 号及び第25号の規定は、なおその効力を有する。

